

2. ウズベキスタンに対する日本の法整備支援

アフメドフ・アブドゥハリム・アブドゥライモビッチ

Akhmedov Abdukhalim Abduraimovich

ウズベキスタン共和国 第一司法副大臣



| | |
|-----------|----------------------|
| 1979-1980 | アンディジャン州裁判所書記官 |
| 1980-1981 | タシケント紡績工場労働者 |
| 1981-1983 | 兵役 |
| 1983-1986 | 司法省・裁判所職員資質向上課程勤務 |
| 1988 | タシケント国立大学法学部法曹専門課程卒業 |
| 1986-1989 | タシケント市ミラバッド地区裁判所執行官 |
| 1989-1991 | 司法省司法行政局上級顧問 |
| 1991-1993 | 司法省行政局判決執行部長 |
| 1993 | 司法省人事局副局長 |
| 1993-1996 | 同局長代理 |
| 1996-2003 | 同局長 |
| 2003-2007 | 大統領府主任監督官 |
| 2007年2月 | 第一司法副大臣 |

ご臨席の皆様方、独立ウズベキスタン法の原則は一般的に認められ、かつ国民の価値観や精神性にも合致している民主主義に全面的に則ったものであり、これらはウズベキスタン共和国憲法に反映されております。具体的には、国民の生命・自由・名誉・尊厳を最も価値のあるものとして認め、市民が裁判手続による保護を受ける権利を確固たるものとする、公正な司法という原則、司法の独立性、裁判所が法律にのみ従うものであること、推定無罪が原則といったことに現れております。

イスラーム・アブドゥガニエヴィッチ・カリモフ大統領の主導で行われている司法と法の改革の目的は、市民の権利・自由・法的利益を保障するものとしての司法権の地位を強化するということ、つまり、真の司法の独立、これを確保し、人道的、民主的な法治国家、力強い市民社会づくりにおける司法の役割を向上させることです。



近年、段階的に一貫して進んでいる刑法および刑事訴訟法制の自由化において、我が国の刑法、刑事訴訟法には大きな変更が加えられ、特別重大犯罪に分類される犯罪の種類がかなり削減されました。また、自由剥奪刑に代わる代替刑の適用の可能性が拡大し、また、刑法に和解という新制度が導入されました。これは、わが国の社会的、政治的な面においてプラスの影響を与えました。最も重要なこととして、わが国の犯罪を引き起こしやすい環境をよい方向に変化させるきっかけとなったということがいえます。

また、現在進行中の司法と法の改革が行われている中でとりわけ大きな意義を持つものとして、最近死刑が廃止になりまして、また、未決勾留に関する裁可権限が裁判所に移されたということがあり、これに伴う法令改正を規定する法律が採択されたことが上げられます。これに伴って、2008年1月1日から我が国では死刑が廃止され、代わりに終身刑、また、長期自由剥奪刑を導入することとなりました。そして、被疑者、被告の勾留に関する裁可権限が裁判所に移りました。

大統領は民主化、社会の刷新、近代化、国家監督における優先的方向性を定めるに当たり、企業活動、ビジネス、民間接待に対する考え方を抜本的に変えることの必要性を強調し、企業家の権利保護を保障する法基盤づくりを課題と定めました。その位置付けのために一連の特別令、大統領決定が発布されています。

このように手続きが導入されて、その結果、企業活動主体に対して営業の停止、銀行口座からの強制徴収、金銭制裁の適用・免許の停止・取消しといった法的措置をとる場合には、これを裁判手続によってのみ行うということになりました。

企業活動主体の財務経営活動に対する検査制度も改善されました。このような検査は国家税務機関のみが行いますが、零細企業、小企業、経営農家、これは独立自営農民ですが、こういった主体に対する検査は4年に1度、その他の企業主体については3年に1度を超える頻度では検査を行わないということになりました。

また、企業活動主体が提出する報告書の量も大幅に削減されました。この報告書は、小企業については現在、毎月ではなく、四半期に1度提出すればよいことになっています。

法治国家作りの中心をなす司法と法の制度の自由化を目指す動きは、一貫して継続されています。

さて、今回フォーラムにご参加の皆様は、ウズベキスタンで行われている行政、司法、およびその制度改革についてお話しするというので、やはり特に言及したいのがウズベキスタン司法省と JICA、そして、名古屋大学、他の協力により実施された一連の事業であります。

個人の権利、法益の保護、企業活動の支援・促進といった問題において重要なファクターの一つが情報の提供、とりわけ十分な量の法情報を用意し、その情報へのアクセスを確保することが大事になります。

その主な情報源となるのが法令そのものです。その他の法情報というのは法令から派生するもの、その他の形態で法令に関連するもの、その適用に関連するものです。

社会の法文化のレベルは、その情報化の程度によって決定されると言えます。つまり、法分野において高度に情報化されたシステムを持つということは、その社会の構成員の法文化の高さを物語っているということが言えると思います。

国民や国家機関、企業家を含む法令の執行にあたる者に対しその情報を提供するという事は、我が司法省の主な任務の一つです。その方法の一つが情報技術を使って法令を普及させること、つまり、法令電子データベースを構築することです。

しかしながら、法令の電子情報システムについては市場が十分に発達していないということ、また、この市場の商品が十分な競争力を持っていないこと、また、提供される情報の質がよくない、また、進んだ情報技術、インターネットなどを十分に活用できていないといった問題があります。

こういった事情で、公式な電子法情報システムを構築するということが、今日、ますます切実な課題となっているわけです。

この問題の重要性にかんがみ、政府は2000年に特別の政令を發布し、これを受けて司法省内に国家法令データベースが構築され、2007年7月1日から稼働しております。このデータベースにはウズベキスタンの全法令の情報が含まれています。

そして、この法令データベースの構築には、UNDP および JICA から多大な協力をいただきましたことを申し上げたいと思います。

この法令データベースは従来のもものよりも数段優れたものになっていて、この連携というものは技術面に限った話ではなく、むしろそれよりも重要な部分は、データベースの内容そのものが優れているということです。優秀な専門家が深い法学的、技術的情報処理を行ったことでその信頼性が確保され、また、司法省の直接監督下で作られているデータベースであるというこのこと自体が提供される情報の質を保障しているとも言えます。

また、JICA の専門家の皆さん、そして、名古屋大学の教授陣の皆様と共同で行った立法活動も重要な意義を持っています。

法令の制定やその適用における優先分野を定め、それを実現させるということもまた、司法省の重要課題の一つであります。この課題を実現するために、ウズベキスタン司法省、JICA 専門家、名古屋大学の教授の皆様方からなる二つのワーキンググループが作られました。このプロジェクトでは、民事行政法令を改善するための調査活動が行われておりまして、行政手続、つまり国家機関に対する個人や企業活動主体からの申立てを審査する手続に関する法令の調査が行われました。



JICA 国別研修ウズベキスタン「抵当法解説書作成研修」
(2007年、名古屋大学・CALE)

こうして策定されたウズベキスタン共和国行政手続法案には、93年の日本の行政手続法の一連の条項が取り入れられているということを指摘したいと思います。現在、この法案は議会で審議されているところです。

行政手続法が採択されて、透明性の高い公正な行政を保障し、行政機関、企業家との関係を調整し、企業活動の発展に資する法制度の改善に貢献することが期待されています。

立法活動に関してはまた、民事法令の改善でも密な協力が行われています。例えば、JICA、司法省の技術協力の枠組みで、抵当法制定に伴った法令の変更追加に関する法、倒産法注釈書ができました。そして現在、抵当法注釈書の作成作業が進行しています。

日本の専門家との協力関係としては、円卓会議、セミナー、国際会議といったものが恒常的に開催されておりまして、例えば、営利組織の創設とその国家登記をテーマにしたワークショップもございました。

また、こういったセミナーとしては、善意の第三者の保護のワークショップ、不動産国家登記セミナー、企業活動発展のための民事行政法令の改善についての国際セミナー、企業分野における行政改革、行政手続に関するセミナー、日本における融資調査、融資回収の実務、抵当財産の任意実行、売却に関する円卓会議などが行われています。

最後になりましたが、私どものパートナーの皆様方、フォーラムを開催される皆様に心からお礼を申し上げて、本日の報告を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。



右端より、アフメドフ・アブドゥハリム第一司法副大臣、ミルザユスーブ・ルスタム
パーエフ・タシケント国立法科大学学長、中山恭子参議院議員（元駐ウズベキスタン
大使）、名古屋大学のウズベキスタン人学生たち